

平成 2 1 年

第 4 回市議会定例会 議案第 2 3 号

函館市水道事業給水条例の一部改正について

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 1 2 月 2 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和 3 4 年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 5 項を削り，第 6 項を第 5 項とし，第 7 項を第 6 項とする。

附 則

- 1 この条例は，平成 2 2 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の函館市水道事業給水条例の規定は，平成 2 2 年 4 月以後の月分として徴収する料金について適用し，同年 3 月までの月分として徴収する料金については，なお従前の例による。

（提案理由）

戸井町，恵山町，楳法華村および南茅部町の編入時の戸井簡易水道等の料金の経過措置を廃止するため